平成２４年（フ）第２１号
北海道紋別郡遠軽町学田２丁目12番地59
債務者　山口　悦男
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
和歌山県岩出市中迫309番地の１　106号
債務者　平田　雅久
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
高知市十津５丁目７番２号　市住160号
債務者　畠山　雅子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６０号
仙台市泉区将監６丁目３番３―26号
債務者　三浦　友幸（旧姓遊佐）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
山梨県南アルプス市曲輪田677番地２
債務者　保坂　清榮
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７６号
大阪府和泉市一条院町79番地の16
債務者　飯塚　省二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市宝松苑12番28号
債務者　木村英美子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　稔規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７８号
神戸市垂水区大町４丁目４番５号
債務者　木村　弓子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
鳥取県米子市昭和町30番地１
債務者　幅田　元男
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　克一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１７９号
愛媛県松山市味酒町２―13―15　味酒ビル203号、住民票上の住所愛媛県松山市西垣生町280番地10
債務者　沼田　一明
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
福岡県田川郡福智町赤池1051番地81
債務者　奥塚　政夫
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３６号
秋田県湯沢市秋ノ宮字嶽下山根71番地
債務者　菅　　桂子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１００号
奈良県宇陀市榛原高萩台75番地　306号、前住所奈良県宇陀市菟田野大澤82番地
債務者　銘木店タカノこと　高野　清志
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北９丁目11番24号
債務者　杉田　有希
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
奈良県大和高田市日之出西本町６番10―213号　サングレース大和高田、前住所奈良県大和高田市高砂町４番６号
債務者　穴見　奉子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
奈良県香芝市別所53番地の10　シャトー香芝301号
債務者　辻田　由美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
岡山県倉敷市北浜町７番５号
債務者　福地　美子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市中島1254番地１　ベルメゾンＢ棟202号室
債務者　髙橋　敬子（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係